

## 大阪市告示第1099号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和 40 年大阪市条例第 50 号）第 5 条第 2 項により読み替えられた同条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第 5 条第 2 項により読み替えられた同条例第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 5 日

大阪市長 横 山 英 幸

| 施 設 名        | 年 月 日              | 供用時間                                                              |
|--------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 大阪市立西淀川区民ホール | 令和 6 年 8 月 14 日（水） | 午前 9 時 30 分から<br>午前 12 時 30 分まで<br>午後 5 時 30 分から<br>午後 9 時 30 分まで |

（西淀川区役所地域支援課）